

水産金融施策について

令和 7 年 9 月 19 日

水産庁水産経営課

【令和8年度当初予算概算要求の概要】

【一般会計】

○漁業者保証円滑化対策事業：172百万円（206百万円）

1. 求償権償却経費助成事業（無担保・無保証人化措置）

（要求内容）

- ・ 拡 充：経営改善漁業者向けの保証枠の増を要求
- ・ 保証枠：122億円（109億円）

2. 保証料助成事業（保証料を5年間助成）

（要求内容）

- ・ 拡 充：経営改善漁業者向けの保証枠の増を要求
対象者に赤潮影響者の追加を要求
- ・ 保証枠：49億円（26億円）

○漁業信用保険事業交付金：172百万円（172百万円）

（要求内容）

- ・ 継 続：引き続きの助成を要求

【東日本大震災復興特別会計】（復興）

○漁業者等緊急保証対策事業：209百万円（218百万円）

（要求内容）

- ・ 継 続：被災漁業者等からの要望を十分に踏まえた所要額を要求
- ・ 保証枠：24億円（24億円）

<対策のポイント>

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を図るため、経営改善を目指す経営改善漁業者等に対し、**利子助成、無担保・無保証人化及び保証料助成措置等の金融支援を集中的に実施**します。

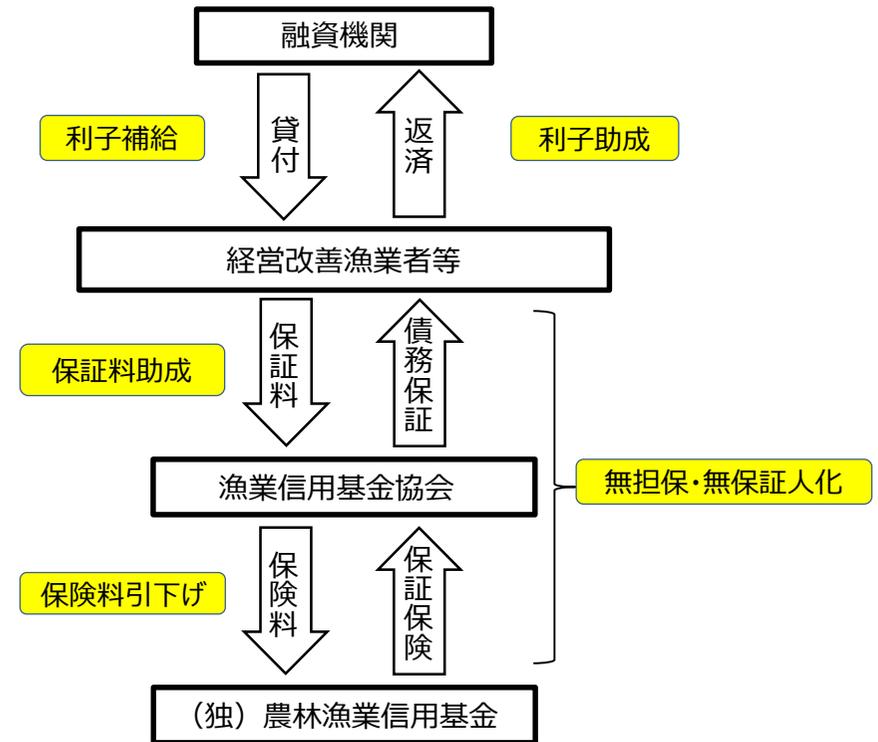
<政策目標>

- 漁業経営体のうち経営改善漁業者の割合（1.5% [令和8年度まで]）
- 漁業者への資金融通の円滑化により設備投資を促進し、漁業者の経営発展を支援

<事業の内容>

- 1. 漁業経営基盤強化金融支援事業** 361 (264) 百万円
経営改善漁業者等の負担する金利相当額を助成します。
- 2. 漁業関係資金利子助成事業** 1 (5) 百万円
過年度に融資を受けた経営改善漁業者等の負担する金利相当額を助成します。
- 3. 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金** 2 (2) 百万円
融資機関からの借入りに利子補給することにより**中小漁業者の負担金利を低減**します。
- 4. 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業** 7 (5) 百万円
融資機関からの借入りに利子補給することにより**経営改善漁業者の負担金利を低減**します。
- 5. 漁業者保証円滑化対策事業** 172 (206) 百万円
無担保・無保証人による融資・保証を推進するとともに、**保証料を助成**します。
- 6. 中小漁業関連資金融通円滑化等事業** 0.2 (0.3) 百万円
過年度に**漁業信用基金協会**が行った保証に係る代位弁済経費を助成します。
- 7. 漁業信用保険事業交付金** 172 (172) 百万円
(独) 農林漁業信用基金に交付金を交付し、**保険料を軽減**します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



1. 漁業経営基盤強化金融支援事業

令和8年度予算概算要求額 361百万円（前年度264百万円）

<事業の内容>

1. 経営改善漁業者向け利子助成

- 漁業経営改善計画の認定を受けた「経営改善漁業者」が、同計画を達成するため公庫資金又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、**経営改善漁業者の金利負担の軽減（実質無利子化）を図ります。**

・対象借入金の上限：貸付条件により9千万円～4.5億円

・助成期間 資金種類により5年または10年

2. 被災漁業者等向け利子助成

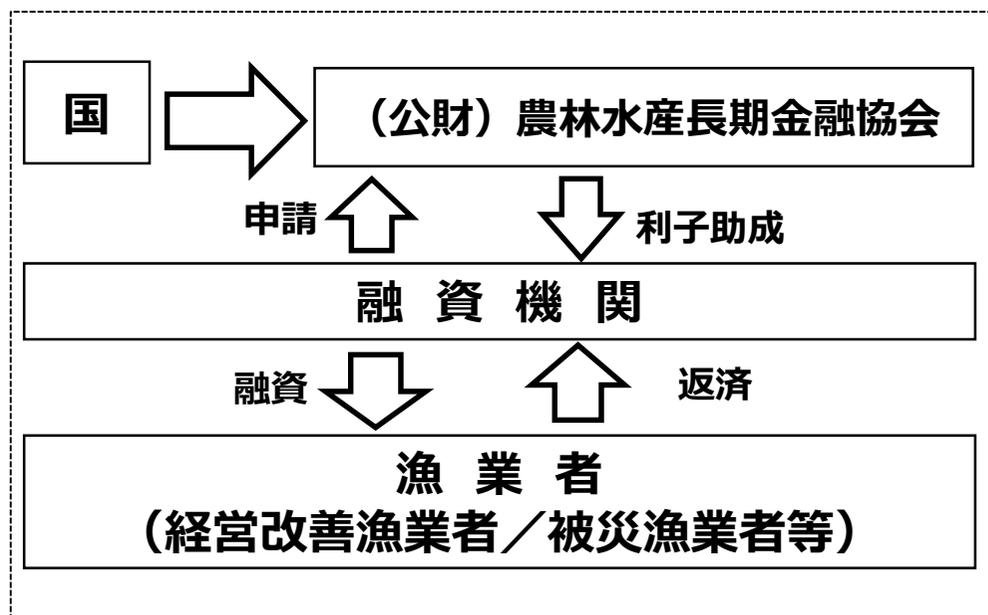
- **自然災害等により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が**負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、**負担の軽減（実質無利子化）を図ります。**

・対象借入金の上限：貸付条件により1千万円～5千万円

・助成期間 5年

融資枠：86億円

<事業イメージ>



<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 水産庁水産経営課 (03-6744-2347)

2. 漁業関係資金利子助成事業

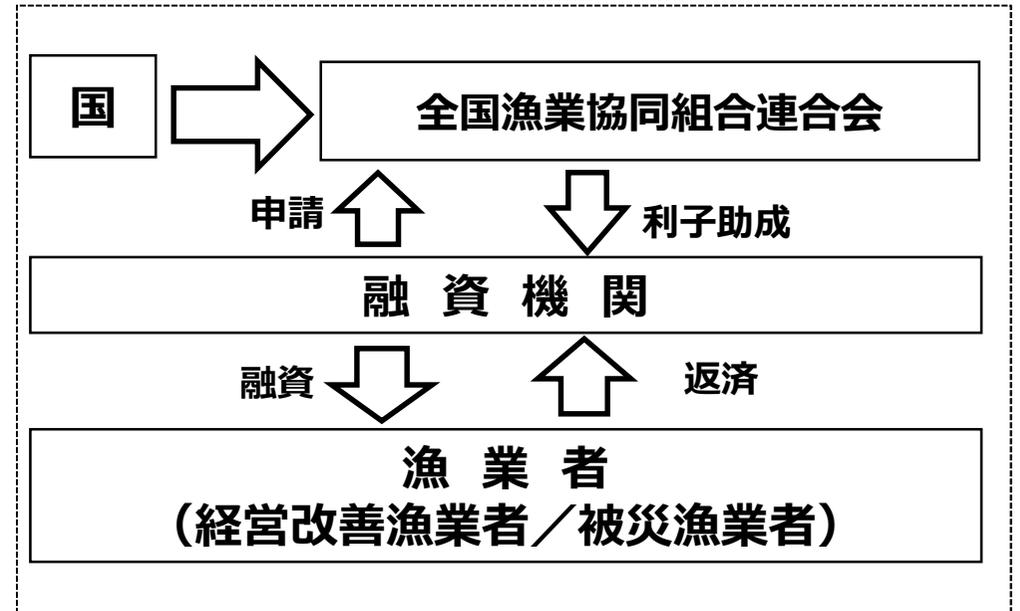
令和8年度予算概算要求額 1百万円（前年度5百万円）

< 事業の内容 >

1. 利子助成（後年度負担）

- 経営改善漁業者が、漁業経営改善計画を達成するため、公庫資金（漁業経営改善支援資金、漁船資金）又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をする場合、又は自然災害等により影響を受けた被災漁業者が融資により復旧を図る場合に、平成27年度までの貸付案件について、利子助成事業（漁船・養殖施設整備等利子助成事業）によって金利負担の軽減措置を講じてきたところ、新規貸付終了後も既借入金に係る利子助成を行う必要があることから、令和8年度においても引き続き措置する。
- ・対象者：漁業経営改善計画（5年間の付加生産額の伸び率15%以上）の認定を受けた漁業者（経営改善漁業者）及び被災漁業者
- ・対象資金：公庫資金、漁業近代化資金

< 事業イメージ >



< 事業の流れ >



[お問い合わせ先] 水産庁水産経営課（03-6744-2347）

3. 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金

令和8年度予算概算要求額 2百万円（前年度2百万円）

< 事業の内容 >

1. 漁業経営維持安定資金について行う利子補給補助

○我が国周辺水域における資源状況の悪化、燃油価格の高騰等により経営が困難となっている漁業者の経営を再建するため、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第5条第1項に基づき貸し付ける漁業経営維持安定資金の融通の円滑化を行うことにより、漁業者の経営の安定化を図ります。

・対象者 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）5条第1項に基づき漁業経営再建計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けたかつお・まぐろ漁業（総トン数120トン以上）及び遠洋底びき網漁業を主として営む中小漁業者

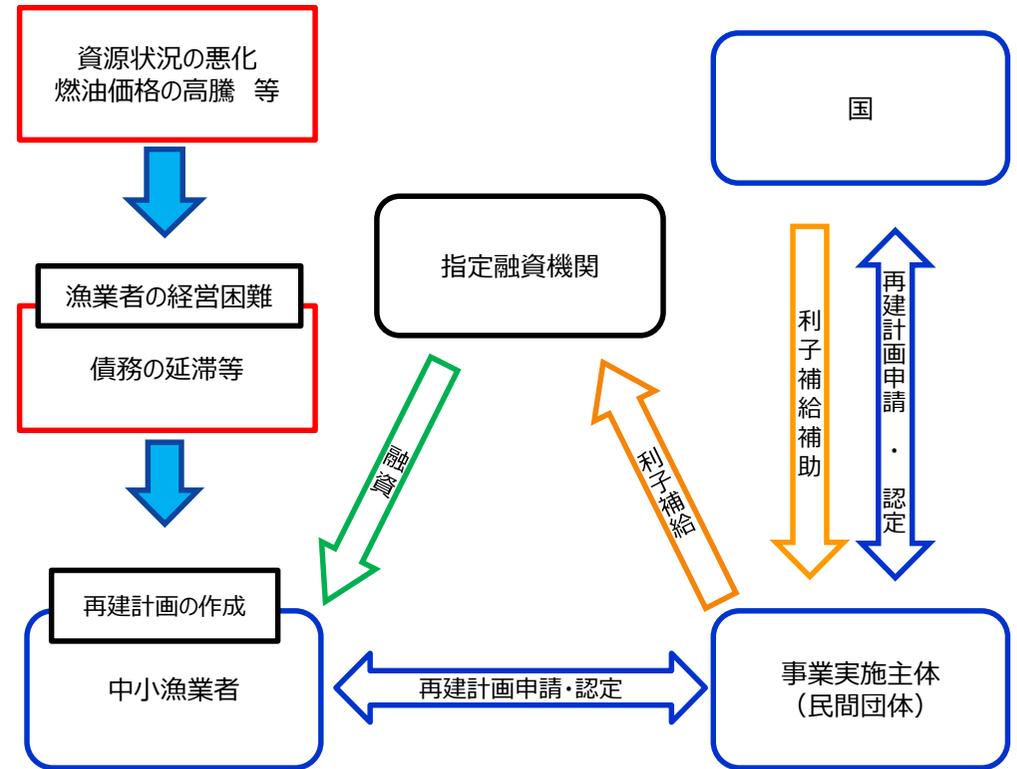
・償還期限
（原則10年（うち据置期間3年））
（特認15年（うち据置期間3年））

※東日本大震災の被災漁業者支援措置
償還期限の延長 原則13年（うち据置期間6年）
特認18年（うち据置期間6年）（注）

注：東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成23年政令第136号）第4条

・融資枠 1.8億円

< 事業イメージ >



< 事業の流れ >



[お問い合わせ先] 水産庁水産経営課 (03-3502-8418)

4. 漁業経営改善促進資金預託原資借入 利子補給事業

令和8年度予算概算要求額 7百万円（前年度5百万円）

<事業の内容>

1. 経営改善漁業者向け利子補給

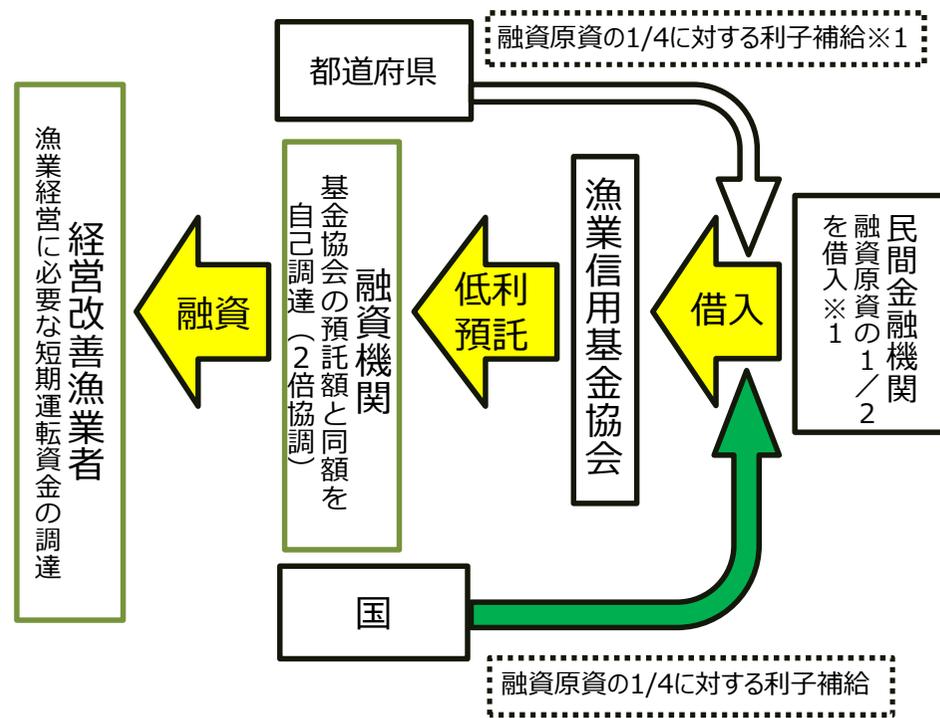
○ 漁業経営の改善を目的とし、低利の短期運転資金である漁業経営改善促進資金を経営改善漁業者に融資するため、漁業信用基金協会が融資機関に融資資金の原資を供給するために必要となる金融機関からの原資供給資金の借入れについて利子補給を実施します。

・融資枠 32億円

・対象者

経営改善漁業者：漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第4条第1に基づく改善計画の認定を受けた中小漁業者等
（令和6年度末現在337人）

<事業イメージ>



※1：1/4を都道府県からの無利子貸付等により調達する場合、基金協会が民間金融機関から借り入れるのは原資の1/4

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 水産庁水産経営課（03-3502-8418）

5. 漁業者保証円滑化対策事業

令和8年度予算概算要求額 172百万円（前年度206百万円）

< 事業の内容 >

1. 求償権償却経費助成事業

- 積極的な設備投資の促進や浜プランの実行を図るため、経営改善漁業者等について、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る融資・保証を推進することとし、当該保証に係る求償権償却経費について保証機関、保険機関にそれぞれ交付します。 **保証枠：122億円**

2. 保証料助成事業

- **経営改善漁業者等**※が借り入れる漁業近代化資金等について、保証機関の保証に要する保証料負担を一定の期間（5年間）軽減することで、経営改善漁業者等の一層の漁業経営の改善の取組を支援します。 **保証枠：49億円**

※ 事業承継を行う場合を含む。

3. 漁業緊急保証対策保証支援等不足財源補填事業

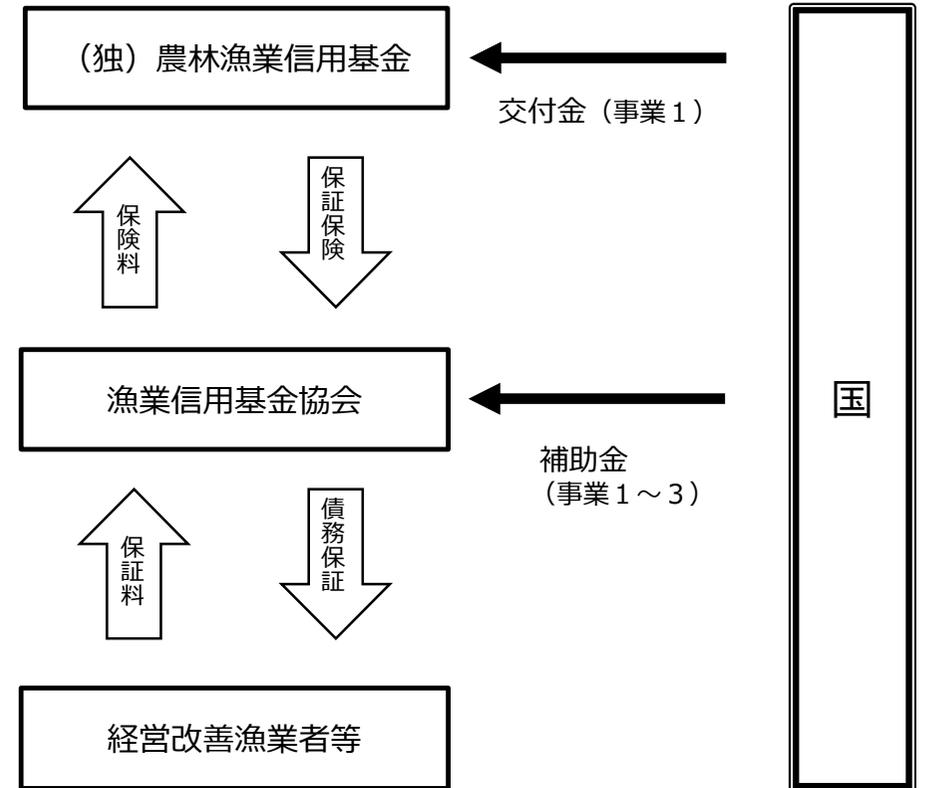
- 漁業信用基金協会が平成22年度まで実施していた漁業緊急保証対策事業の保証引受に係る代位弁済額の助成及び保証料助成の不足額を助成します。

< 事業の流れ >

（事業1、2、3） 定額



< 事業イメージ >



[お問い合わせ先] 水産庁水産経営課 (03-6744-2346)

6. 中小漁業関連資金融通円滑化等事業

令和8年度予算概算要求額 0.2百万円（前年度0.3百万円）

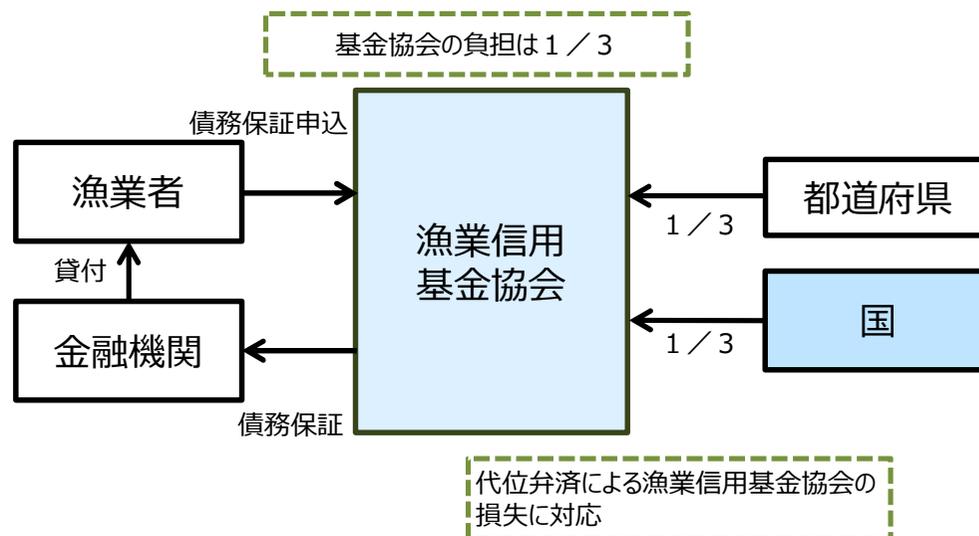
< 事業の内容 >

漁業運転資金融通円滑化対策事業

- 漁業信用基金協会が平成21年度まで保証引受を実施していた本事業に係る保証引受残高について、代位弁済発生の際に要する費用に充てるための資金の一部を、漁業信用基金協会に対して助成します。

< 事業イメージ >

- 漁業信用基金協会が漁業者等への保証引受を行った場合の代位弁済発生時に必要な経費を助成するため、基金を創設したが、平成21年度末をもって新規の保証引受を終了し、基金も廃止。
- 当年度においては、後年度負担分として、平成21年度までに保証引受を実施した案件について、代位弁済発生時に助成。



< 事業の流れ >



[お問い合わせ先] 水産庁水産経営課 (03-6744-2346)

7. 漁業信用保険事業交付金

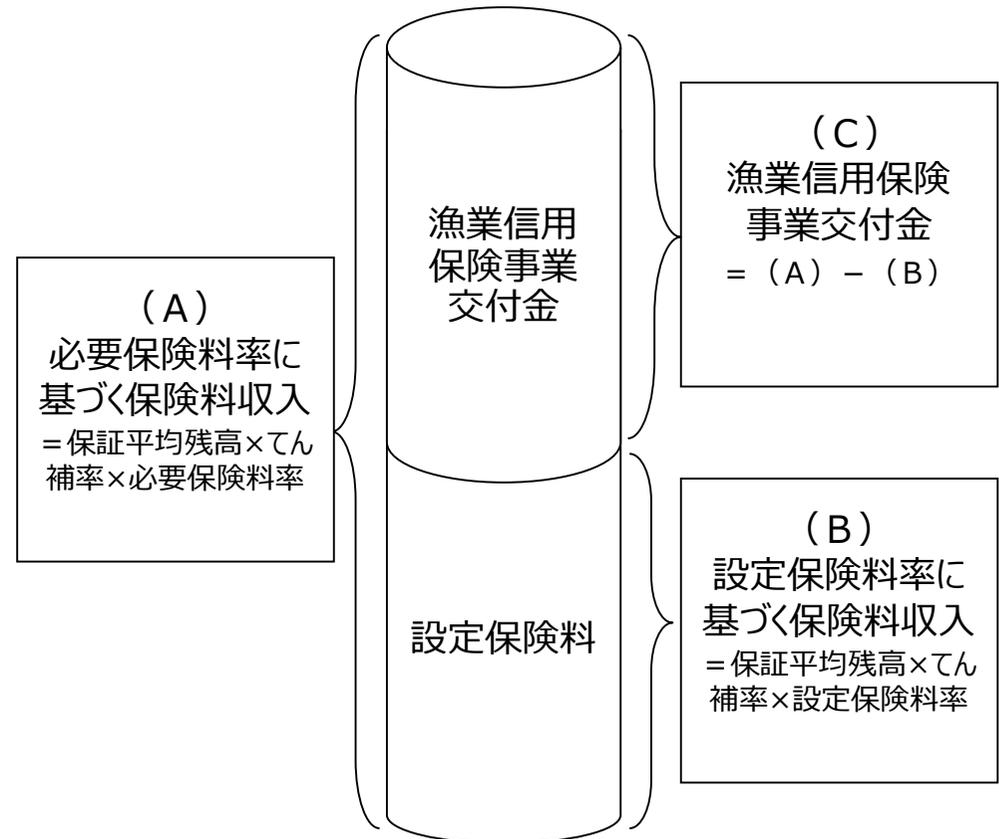
令和8年度予算概算要求額 172百万円（前年度172百万円）

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

漁業信用保険事業交付金

- 資金種類ごとの事故発生リスク等に基づき将来的に支払う保険金支出と将来にわたって受け取る保険料・回収金の合計が、中長期的に均衡することとなるような保険料率（必要保険料率）に基づき算出された保険料収入に対し、漁業者負担軽減の観点から設定された保険料率（設定保険料率）に基づく保険料収入が下回る額について、交付金を交付する。



< 事業の流れ >



漁業者等緊急保証対策事業

令和8年度予算概算要求額 209百万円（前年度218百万円）

<対策のポイント>

東日本大震災により被害を受けた漁業者等の復旧・復興に必要な資金が円滑に融通されるよう、保証保険機関が引き受けた債務保証等にかかる代位弁済等に必要経費を助成します。

<政策目標>

我が国水産業において重要な位置を占める被災地の水産業の早期復興 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 求償権償却経費助成事業

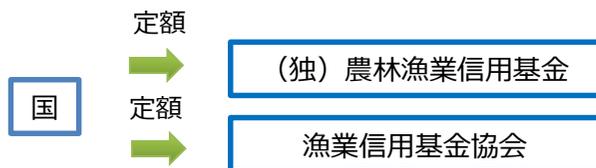
本事業による保証が代位弁済事故となった場合、求償権行使後の求償権償却額について、農林漁業信用基金負担部分（90%、80%又は70%）の100%、漁業信用基金協会負担部分（10%、20%又は30%）の70%、85%又は90%を助成します。

※新規の保証引受については、原子力災害による影響を依然として受けている漁業者等

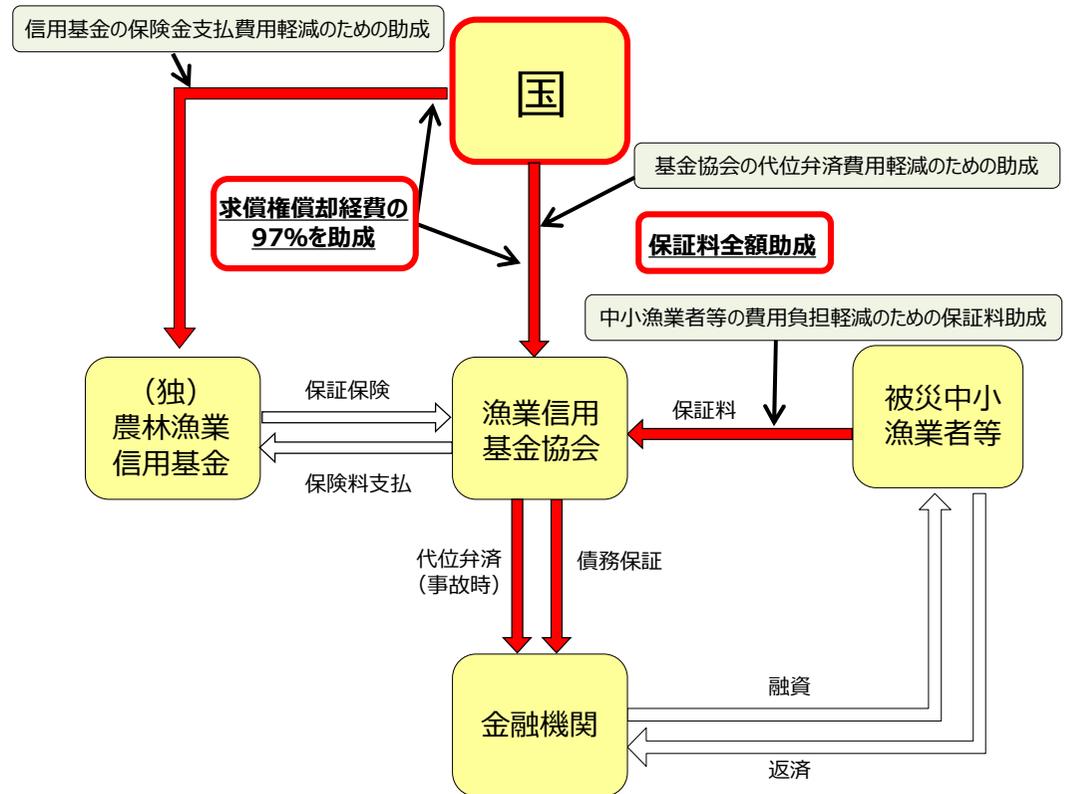
2. 保証料助成事業

本事業による漁業者・漁協等の負担する保証料を全額助成します。
（保証枠）24億円

<事業の流れ>



<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 水産庁水産経営課 (03-6744-2346)